

人材紹介手数料の返戻金制度について

新規採用者が入社日より1ヵ月以内に自己都合（死亡、病気、採用した会社の都合によって新規採用者の雇用を停止した場合、採用決定時の労働条件と著しく異なることが起因とする退職、その他、採用した会社の責に帰すべき事由を除く。）を理由に退職した場合は手数料の50%を採用した会社に返戻する。